

## 第2節 諸手当

### ○学校法人東京家政学院役員及び評議員手当支給規則

第1条 学校法人東京家政学院の役員（東京家政学院理事長及び常勤役員の給与支給規程及び東京家政学院理事長及び常勤役員の退任手当支給規程の適用を受ける役員を除く。以下同じ。）及び評議員（以下「役員等」という。）に対する手当は、この規程の定めるところによる。

第2条 役員等手当は、次の各号に定める役員及び評議員に支給するものとする。ただし、職員である役員及び評議員には適用しない。

(1) 学校法人東京家政学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第7条第1項第2号及び第3号に定める理事

(2) 寄附行為第8条第1項に定める監事

(3) 寄附行為第26条第1項第3号及び第4号に定める評議員

第3条 役員等手当は年額とし、次のとおり支給する。

(1) 前条第1号及び第2号に定める役員 40万円（理事会・評議員会の旅費を含む。）

(2) 前条第3号に定める評議員 25万円（理事会・評議員会の旅費を含む。）

2 手当は、年2回6、12月に支給するものとする。

第4条 役員（学長及び校長を除く。）又は評議員を1期終了したときには、任期満了手当を支給する。

第5条 任期満了手当は、1期につき次のとおりとする。

(1) 寄附行為第7条第1項第2号及び第3号に定める理事（次号に定める理事を除く。）

6万円

(2) 寄附行為第7条第1項第3号に定める理事（職員である理事に限る。） 3万円

(3) 寄附行為第8条第1項に定める監事 6万円

(4) 寄附行為第22条第7項に定める評議員会議長 3万円

(5) 寄附行為第26条第1項第2号に定める評議員（第2号に定める理事である評議員を除く。）

1万円

(6) 寄附行為第21条第1項第3号及び第4号に定める評議員（第1号に定める理事である評議員を除く。）

2万円

第6条 任期の途中において退任又は就任した場合の役員等手当及び任期満了手当は月割の額とする。この場合、100円未満は切り上げるものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、特別の事由がある場合は理事会に諮り別に定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成7年10月16日から施行する。

2 学校法人東京家政学院役員並びに評議員の任期満了手当支給規則（昭和53年4月1日施行）は廃止する。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学校法人東京家政学院役員及び評議員手当支給規則は、学校法人東京家政学院役員及び評議員手当支給規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第3条第1項第1号に規定する役員の手当を6%引き下げる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第3条第1項第2号に規定する評議員の手当を6%引き下げる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学校法人東京家政学院役員及び評議員手当支給規程は、学校法人東京家政学院役員及び評議員手当支給規則に改正し、令和2年7月10日から施行する。ただし、令和2年度に限り、年2回8、12月の支給とする。
- 2 当分の間、第3条第1項第1号に規定する役員の手当を6%引き下げる。
- 3 当分の間、第3条第1項第2号に規定する評議員の手当を6%引き下げる。